

りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

投資信託説明書
(目論見書)
2006年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006年9月

当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年9月28日に関東財務局長に提出しており、平成18年9月29日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、本交付目論見書巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年 9月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・アクティブジャパン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限2,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	7
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	21
6 手続等の概要	24
7 管理及び運営の概要	27
第2 財務ハイライト情報	31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	35
第4 ファンドの詳細情報の項目	37
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・アクティブジャパン

商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）
運用の基本方針	主としてわが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行ないます。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決算日	年1回決算、原則6月29日（休業日の場合は翌営業日）
分配方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お申込日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お申込価額	取得のお申込受付日の基準価額
お申込単位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 一般コース : 1万口以上1万口単位
お申込手数料率	3.15%（税抜き3.00%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して4営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.575%（税抜き1.500%）を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行

りそな・アクティブジャパン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されつつあります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいた個別銘柄選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・アクティブジャパン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則として無記名式（記名式への変更も可能）

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

2,000 億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。（当初元本：1 口＝1 円）

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う証券会社および登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「(12) その他」を参照してください。）にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄 [S G アセット] にて「ジャパン」の略称で掲載されます。）

(5) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜き3.0%）となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12) その他 その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位
一般コース	1万口以上 1万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成18年9月29日から平成19年9月28日までとします*。

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

* 販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法等

- 1) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- 4) 原則として各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日の場合は午前 11 時）までに取得申

込みが行なわれ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) 信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120 - 498 - 104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型(一般型)*に属します。

*「国内株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」とされるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) トップワン企業・オンリーワン企業等の株式に投資します。

私たちに「快適・健康・安全」な生活を提供するトップワン企業、そして斬新なアイデアを活かして生活に密着したニュービジネスを創造するオンリーワン企業等、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に投資を行ないます。

トップワン企業とは	オンリーワン企業とは
高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる企業をいいます。	斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。

2) 徹底したボトムアップ・アプローチによって生の情報を収集・分析し、成長企業の発掘に努めます。

ボトムアップ・アプローチとは

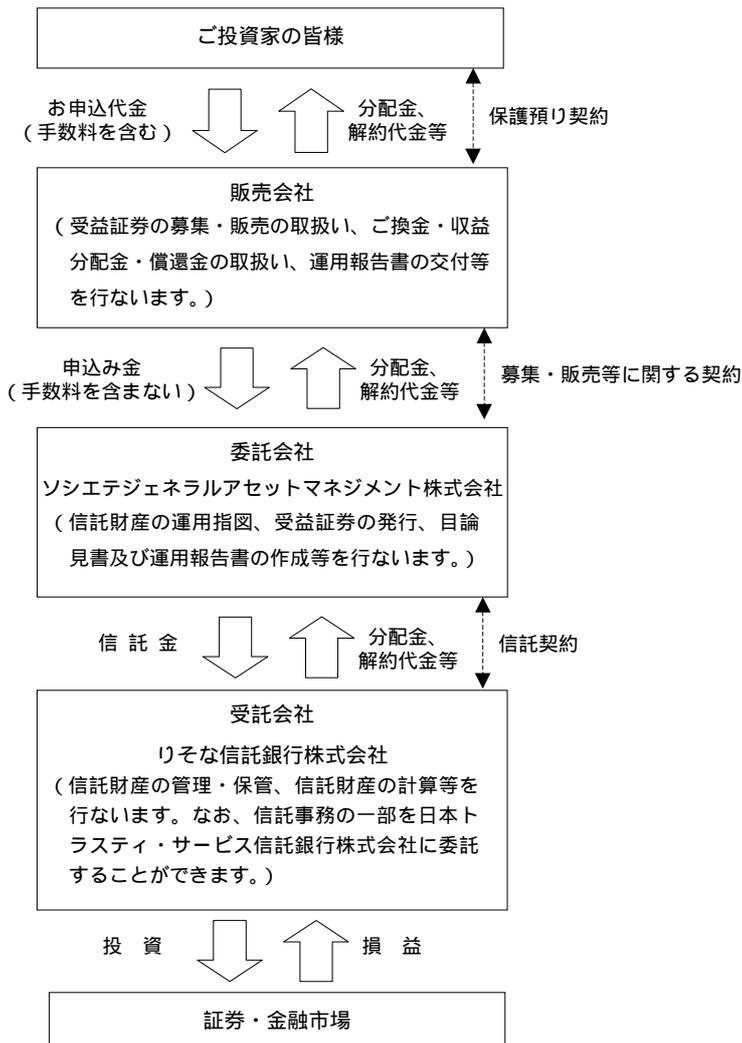
企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに企業分析を行ないますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。

- どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
- そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
- 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

委託会社及びファンドの関係法人



委託会社の概況

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の状況	SGAM ノースパシフィック(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセットマネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (本社・フランス パリ)	SGAM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (本社・日本 東京)	SGAM ジャパン

2 投資方針

(1) 投資方針

- 1) わが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行ないます。
- 2) ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 3) 銘柄選定は主として以下の観点で行ない、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に投資魅力の高い銘柄に投資します。
 - ・ 21世紀の産業界をリードするトップワン企業の株式を選定し投資します。トップワン企業とは、高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供でき、私たちに「快適・健康・安全」な生活を与えうる企業をいいます。
 - ・ 新しいビジネスを創造するオンリーワン企業の株式を選定し投資します。オンリーワン企

業とは、斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

- ・トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、環境・福祉、デジタル家電の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。
- ・企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づき、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選して投資を行ないます。

4) ボトムアップ・アプローチとは企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問、商品・サービスについての取材活動、マーケット動向の調査などをベースに企業分析を行ないますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。

1. どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
2. そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
3. 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

5) 株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は90%～120%を維持しますが、市況動向等によっては実質株式組入比率を-20%までを下限として、段階的に引き下げることがあります。

6) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

7) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行なわれないことがあります。

8) ディスクロージャーの充実

受益者の皆様にファンドの運用状況(株式組入比率や組入れ銘柄等の各種情報など)をご理解頂くため、ファンドマネージャーがレポートを作成します。

(2) 投資対象

主な投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引

法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前記19.の権利の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものならびに14.の証券のうちクロ・ズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうちクロ・ズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引(以下

「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます(約款「運用の基本方針」)。
 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、
 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引
 (以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡し取引を行なうことができます(約款「運
 用の基本方針」)。

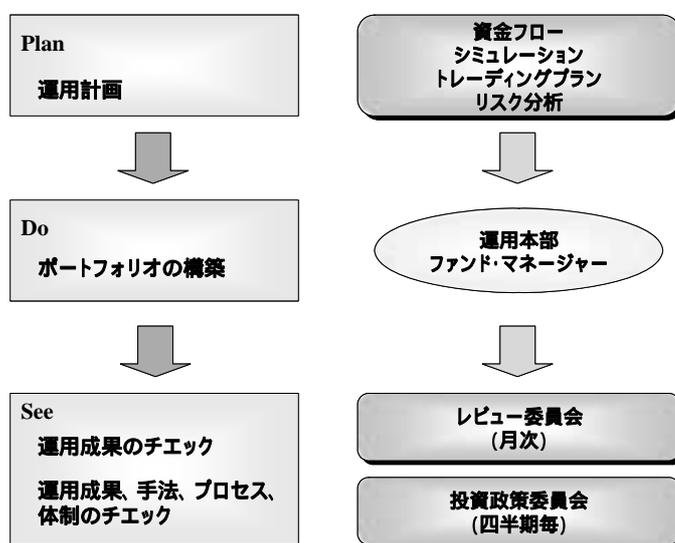
(3) 運用体制

投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポ
 ートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバック
 されます。



* 委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益の分配

毎決算時(毎年6月29日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とし
 ます。)に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益*および売買益等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分
 配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した収益については、運用の基本方針に基づき元本
 部分と同一の運用を行ないます。

* 配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控

除した額)は、諸経費(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。) 監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益(売買損益に評価損益を加減した利益金額)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限(約款「運用の基本方針」)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限(約款第18条第4項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ハ) 投資信託証券への投資制限(約款第18条第5項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ニ) 投資する株式等の範囲(約款第20条)

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとし、

(ホ) 同一銘柄の株式等への投資制限(約款第21条)

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ヘ) 信用取引の指図範囲 (約款第 22 条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前記 5. に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

(ト) 先物取引等の運用指図 (約款第 23 条)

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行なうことを指図できます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

(チ) スワップ取引の運用指図 (約款第 24 条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期

間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(リ) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図 (約款第 25 条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、信託財産における金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジの対象とする資産の時価総額が減少して金利先渡取引の想定元本の合計額がその時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図します。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産における為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図します。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限 (約款第 26 条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ル) 外貨建資産への投資制限 (約款第 27 条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100

分の30を超えることとなる投資の指図を行ないません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(ウ) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ワ) 外国為替予約取引の指図および範囲 (約款第29条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2) 予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行なう予約取引の指図については、この限りではありません。

3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

(カ) 有価証券の貸付の指図および範囲 (約款第30条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行ないません。

(コ) 公社債の空売りの指図範囲 (約款第31条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において、信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行なうことを指図できます。

2) 売付の指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(ク) 公社債の借入れ (約款第32条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。

なお、公社債の借入れを行なうにあたり必要と認めるときは、担保の提供の指図を行ないません。

2) 借入れの指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(レ) 資金の借入れ (約款第 40 条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2) 前記 1) の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律 (以下、「投資信託法」という。) 等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の (a) および (b) に掲げる額 (これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。) ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

(a) 信託財産にかかる先物取引等評価損 (有価証券オプション取引等 (有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融オプション取引 (海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。)) をいいます。以下、後記 (b) において同じ) および有価証券店頭オプション取引等 (有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。)

(b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等

のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる
または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）
の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見
込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評
価損となるもの。

- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券にかかる時価とその帳簿
価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に
かかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されているものではありません。また、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではありません、記載以外のリスクも存在します。

基準価額の主な変動要因

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行ないその先物指数等が下落した場合や、売建てを行ないその先物指数等が上昇した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

3) 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し（ゼロになる場合もあります。）当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

4) 流動性リスク

短期間での大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果

市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

5) 為替変動リスク

当ファンドが外貨建資産を保有する場合、投資先通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生じることがあります。

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

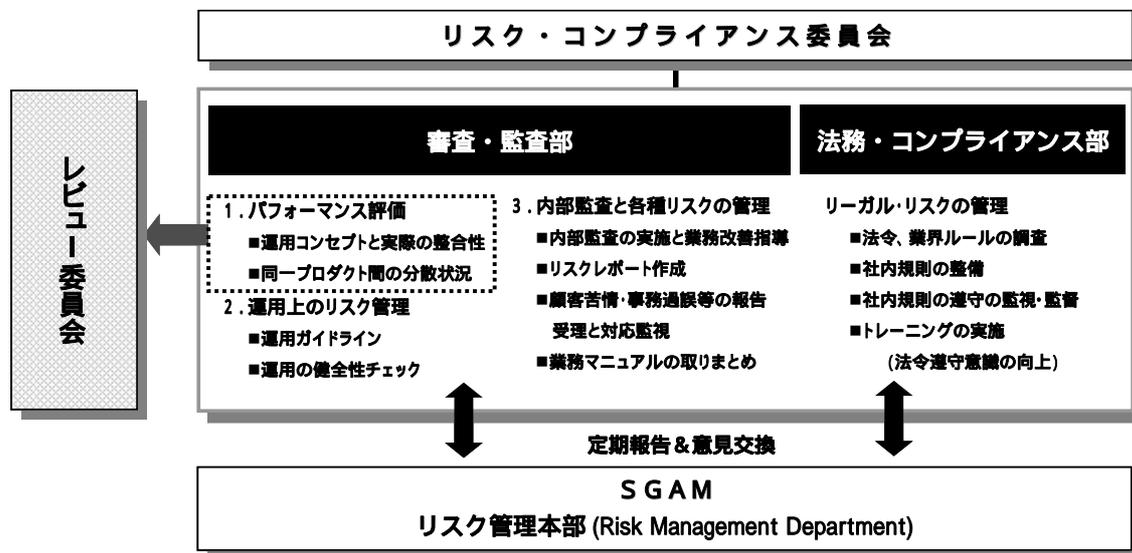
2) 解約、買取りの中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約、および買取請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額です。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 3.15%（税抜き 3.0%）となっております。

- ・申込手数料は消費税等相当額を含みます。
- ・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 157.5（税抜き 150）の率を乗じて得た額とします。

（内訳は各販売会社の純資産総額により以下の通りとなります。）

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	年 10,000 分の 73.5 （税抜き 70）	年 10,000 分の 73.5 （税抜き 70）	年 10,000 分の 10.5 （税抜き 10）
100 億円超の部分	年 10,000 分の 42.0 （税抜き 40）	年 10,000 分の 105.0 （税抜き 100）	年 10,000 分の 10.5 （税抜き 10）

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用（約款第 45 条）

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の

利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00735% (税抜き 0.007%) の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

- (イ) 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20% (所得税 15% および地方税 5%) となります。

- (ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社はその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)*。買取差益は、譲渡所得として10% (所得税7%および地方税3%) の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は、平成 20 年 1 月 1 日から、20% (所得税 15% および地方税 5%) となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。

- (ハ) 一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。
- (二) 平成16年10月1日以降、特定口座の対象に国内公募株式投資信託が加わりました。

法人の受益者に対する課税

- (イ) 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

- (ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- (ニ) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*

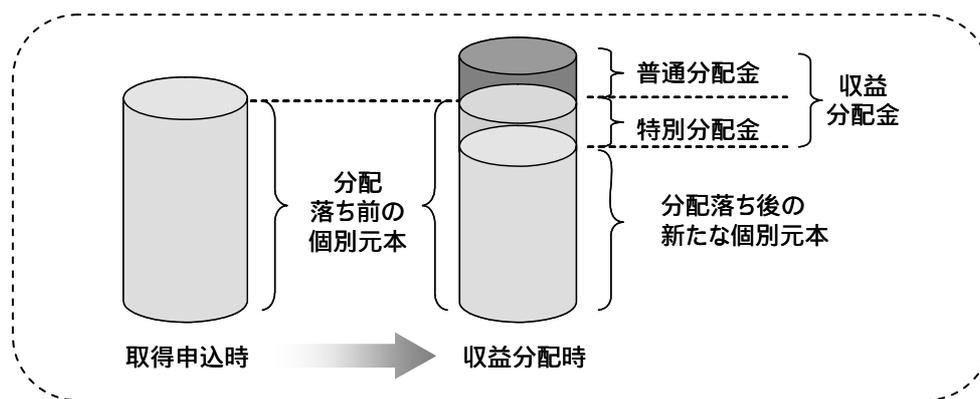
*を控除した額が、その後の個別元本となります。

*「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 18 年 7 月 31 日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	5,922,698,000	93.65
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	401,369,655	6.35
合計 (純資産総額)	-	6,324,067,655	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成 18 年 7 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	インデックス・ホールディングス	情報・通信業	2,100	100,271.73	210,570,649	90,500.00	190,050,000	3.01
2	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	1,400	147,132.20	205,985,080	135,000.00	189,000,000	2.99
3	日本	株式	新日鉱ホールディングス	石油・石炭製品	192,000	941.08	180,688,000	970.00	186,240,000	2.94
4	日本	株式	日本製鋼所	機械	261,000	714.74	186,547,659	707.00	184,527,000	2.92
5	日本	株式	小林製薬	化学	39,000	4,551.76	177,519,000	4,730.00	184,470,000	2.92
6	日本	株式	不二越	機械	323,000	607.28	196,152,000	571.00	184,433,000	2.92
7	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	3,800	54,933.49	208,747,289	48,500.00	184,300,000	2.91
8	日本	株式	ソフトバンク	卸売業	87,000	2,324.89	202,266,195	2,105.00	183,135,000	2.90
9	日本	株式	ベネッセコーポレーション	サービス業	45,000	3,899.77	175,490,000	4,060.00	182,700,000	2.89
10	日本	株式	明治乳業	食料品	258,000	683.18	176,262,968	707.00	182,406,000	2.88
11	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	241,000	782.91	188,683,000	755.00	181,955,000	2.88
12	日本	株式	住生活グループ	金属製品	77,000	2,234.00	172,018,211	2,355.00	181,335,000	2.87
13	日本	株式	クラレ	繊維製品	143,000	1,262.09	180,480,000	1,264.00	180,752,000	2.86
14	日本	株式	積水ハウス	建設業	111,000	1,543.70	171,351,000	1,624.00	180,264,000	2.85
15	日本	株式	麒麟麦酒	食料品	106,000	1,741.33	184,582,000	1,700.00	180,200,000	2.85
16	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	45,000	3,745.33	168,540,000	4,000.00	180,000,000	2.85

17	日本	株式	三井物産	卸売業	103,000	1,618.42	166,698,000	1,747.00	179,941,000	2.85
18	日本	株式	ソニー	電気機器	34,000	5,014.52	170,494,000	5,280.00	179,520,000	2.84
19	日本	株式	日本電産	電気機器	22,000	7,829.12	172,240,813	8,140.00	179,080,000	2.83
20	日本	株式	花王	化学	60,000	2,931.75	175,905,000	2,980.00	178,800,000	2.83
21	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	29,500	5,836.37	172,173,000	6,060.00	178,770,000	2.83
22	日本	株式	オリンパス	精密機器	54,000	3,145.33	169,848,000	3,300.00	178,200,000	2.82
23	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	110	1,581,608.00	173,976,880	1,620,000.00	178,200,000	2.82
24	日本	株式	村田製作所	電気機器	23,500	7,229.36	169,890,000	7,580.00	178,130,000	2.82
25	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	47,000	3,607.40	169,548,000	3,780.00	177,660,000	2.81
26	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	16,000	11,214.00	179,424,000	11,100.00	177,600,000	2.81
27	日本	株式	キヤノン	電気機器	32,000	5,518.78	176,601,000	5,510.00	176,320,000	2.79
28	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	205	833,007.60	170,766,560	853,000.00	174,865,000	2.77
29	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	143	1,181,093.28	168,896,340	1,220,000.00	174,460,000	2.76
30	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	15,500	11,228.64	174,044,000	11,150.00	172,825,000	2.73

* 上位 30 銘柄

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 18 年 7 月 31 日現在

種類	地域	業種	投資比率 (%)
株式	日本	電気機器	14.08
		サービス業	8.42
		情報・通信業	5.92
		機械	5.83
		化学	5.74
		卸売業	5.74
		食料品	5.73
		輸送用機器	5.64
		小売業	5.58
		銀行業	5.58
		医薬品	5.40
		石油・石炭製品	2.94
		鉄鋼	2.88
		金属製品	2.87
		繊維製品	2.86
		建設業	2.85
		精密機器	2.82
陸運業	2.77		
合計			93.65

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成18年7月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当りの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成12年6月29日)	3,625	3,625	9,590	9,590
第2期末(平成13年6月29日)	4,671	4,671	8,172	8,172
第3期末(平成14年7月1日)	4,010	4,010	6,368	6,368
第4期末(平成15年6月30日)	3,806	3,806	6,206	6,206
第5期末(平成16年6月29日)	6,889	7,049	12,906	13,206
第6期末(平成17年6月29日)	8,286	8,286	11,608	11,608
第7期末(平成18年6月29日)	4,426	6,351	11,038	15,838
平成17年7月末日	8,072	-	12,108	-
8月末日	7,751	-	12,310	-
9月末日	6,941	-	13,118	-
10月末日	6,725	-	13,299	-
11月末日	6,521	-	14,706	-
12月末日	6,656	-	16,491	-
平成18年1月末日	7,365	-	17,730	-
2月末日	7,049	-	17,097	-
3月末日	7,059	-	17,834	-
4月末日	6,756	-	17,609	-
5月末日	6,235	-	16,015	-
6月末日	6,124	-	11,251	-
7月末日	6,324	-	11,061	-

分配の推移

計算期間	1万口当り分配金(円)
第1期計算期間(H11.6.30~H12.6.29)	0
第2期計算期間(H12.6.30~H13.6.29)	0
第3期計算期間(H13.6.30~H14.7.1)	0
第4期計算期間(H14.7.2~H15.6.30)	0
第5期計算期間(H15.7.1~H16.6.29)	300
第6期計算期間(H16.6.30~H17.6.29)	0
第7期計算期間(H17.6.30~H18.6.29)	4,800

収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (H11.6.30～H12.6.29)	4.1
第2期計算期間 (H12.6.30～H13.6.29)	14.8
第3期計算期間 (H13.6.30～H14.7.1)	22.1
第4期計算期間 (H14.7.2～H15.6.30)	2.5
第5期計算期間 (H15.7.1～H16.6.29)	112.8
第6期計算期間 (H16.6.30～H17.6.29)	10.1
第7期計算期間 (H17.6.30～H18.6.29)	36.4

(注) 収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位
一般コース	1万口以上	1万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行いません。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

一部解約による方法と買取りによる方法によりいつでも換金を行なうことができます。ご換金のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

なお、換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

一部解約

受益者（販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券について、委託会社に下記の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま

す。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合、その超過額の10%）を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料は含まれません。）

をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等において、受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは下記の単位をもってその受益証券を買取ります。

申込コース	買取単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社はその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。

受益証券の買取りが中止された場合には、受益者はその買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記の規定に準じて算定した価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものと

し、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成 19 年 1 月 4 日以降の解約（換金）請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

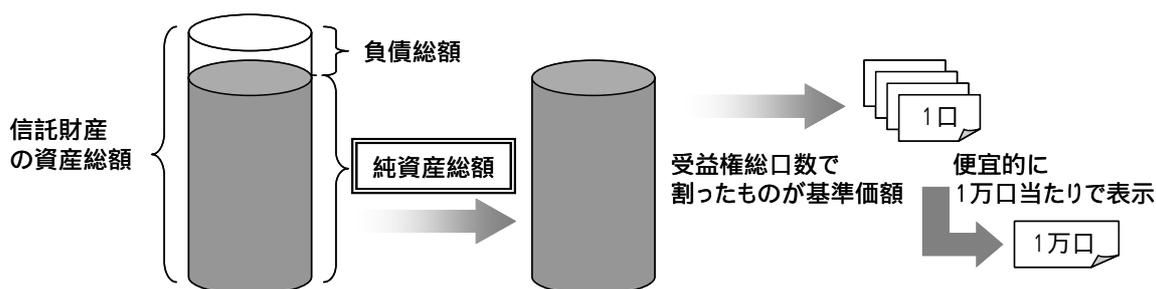
受益証券 1 口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [S G アセット] にて「ジャパン」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されたものが発表されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時

の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月30日から翌年6月29日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

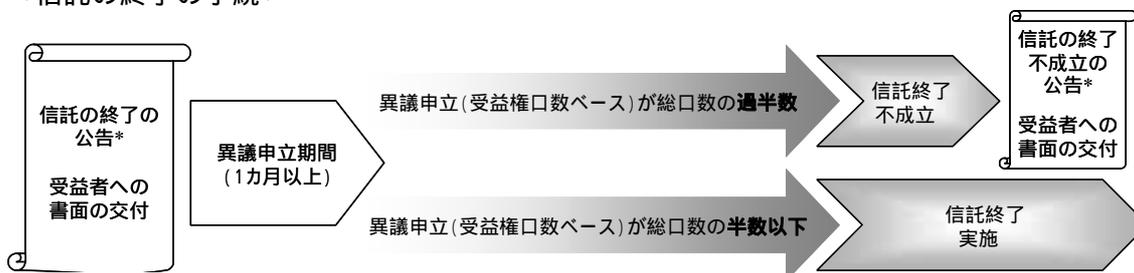
(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1（652,875,000口）を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受

託会社との間において存続します。

9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手續 >

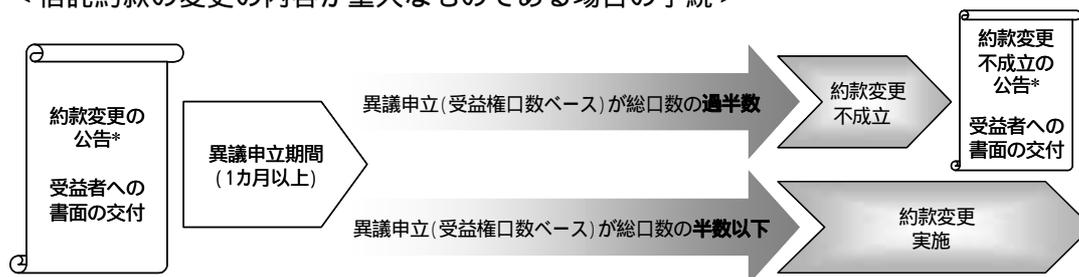


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 2. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 2. の書面の交付を原則として行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第6期計算期間(平成16年6月30日から平成17年6月29日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期計算期間(平成17年6月30日から平成18年6月29日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間(平成16年6月30日から平成17年6月29日まで)及び第7期計算期間(平成17年6月30日から平成18年6月29日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

りそな・アクティブジャパン

1 貸借対照表

科目	期別	第6期 (平成17年6月29日現在)	第7期 (平成18年6月29日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		418,906,405	3,020,254,377
株式		7,839,744,000	3,263,112,000
派生商品評価勘定		-	16,887,000
未収入金		137,153,645	58,332,000
未収配当金		23,911,700	7,532,400
未収利息		11	248
差入委託証拠金		-	43,000,000
流動資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025
資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	1,925,075,555
未払解約金		67,622,946	3,890,710
未払受託者報酬		4,380,655	3,534,556
未払委託者報酬		61,329,159	49,483,695
その他未払費用		306,584	247,354
流動負債合計		133,639,344	1,982,231,870
負債合計		133,639,344	1,982,231,870
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		7,138,176,543	4,010,574,074
剰余金			
期末剰余金		1,147,899,874	416,312,081
(分配準備積立金)		(869,126,782)	(757,980)
純資産合計		8,286,076,417	4,426,886,155
負債・純資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025

2 損益及び剰余金計算書

科目	期別	第6期	第7期
		自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日	自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		63,466,510	56,666,850
受取利息		5,975	6,343
有価証券売買等損益		622,039,704	2,214,627,434
派生商品取引等損益		-	75,219,000
その他収益		-	702
営業収益合計		558,567,219	2,346,520,329
営業費用			
受託者報酬		8,533,859	7,330,455
委託者報酬		119,473,940	102,626,256
その他費用		597,246	512,999
営業費用合計		128,605,045	110,469,710
営業利益金額又は営業損失金額（ ）		687,172,264	2,236,050,619
経常利益金額又は経常損失金額（ ）		687,172,264	2,236,050,619
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）		687,172,264	2,236,050,619
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		146,480,256	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	1,231,410,484
期首剰余金		1,551,073,407	1,147,899,874
剰余金増加額		660,462,648	1,265,980,822
当期追加信託に伴う剰余金増加額		660,462,648	1,265,980,822
剰余金減少額		522,944,173	1,077,133,195
当期一部解約に伴う剰余金減少額		522,944,173	1,077,133,195
分配金		-	1,925,075,555
期末剰余金		1,147,899,874	416,312,081

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第6期 自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日	第7期 自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同左
2. 派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左 (2)有価証券売買等損益の計上基準 同左
4. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
5. その他	当ファンドの計算期間は平成16年6月30日から平成17年6月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成17年6月30日から平成18年6月29日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記、の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・アクティブジャパン 約款

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、わが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行ないます。

【運用方法】

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。

銘柄選定は主に以下の観点で行ない、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に魅力の高い銘柄に投資します。

・21 世紀の産業界をリードする企業(トップワン企業)

・新しいビジネスを創造する企業(オンリーワン企業)

・企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選投資します。

株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は 90% ~ 120% を維持します。

市況動向等によっては実質株式組入比率の - 20% までを下限として引き下げることもあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

(1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。

(3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

(4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

(6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債

についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

(7) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことがあります。

(8) 有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行ないます。

(9) スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行ないます。

(10) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時(毎年 1 回、原則として 6 月 29 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

りそな・アクティブジャパン

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 6,528,750,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 54 条第 1

項、第55条第1項、第56条第1項または第58条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、6,528,750,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の変化する受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券の6種類とします。保護預り契約および自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に

関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下、「保管会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の申込単位および価額】

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。委託者の指定する証券会社および登録金融機関は第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。前2項の受益証券の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。前項の規定による名義書換の手続きは、第43条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義

書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の指図範囲】

第18条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)

す。)

17.預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

20.外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をいたしません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄

柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第23条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引の運用指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【外貨建資産への投資制限】

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとしてします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしてします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【保管業務の委任】

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 34 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとしてします。

【一括登録】

第 36 条 （削除）

【信託財産の表示および記載の省略】

第 37 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第 38 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 39 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしてします。前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満た

す範囲内の額とします。

- 1.一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第43条 この信託の計算期間は、毎年6月30日から翌年6月29日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第48条 (削除)

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第49条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合委託者の指定する証券

会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行いません。ただし、第53条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第51条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第50条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益証券の買取り】

第52条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取りの請求があるときは1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

前項の場合、受益証券の買取り価額は、買取りの請求を受けた日(以下「買取り請求受付日」といいます。)の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該証券会社との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止す

ることができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取り価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

【信託の一部解約】

第53条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項および第2項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(削除)

(削除)

【信託契約の解約】

第54条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の1を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第56条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(削除)

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨

およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第60条 (削除)

【公告】

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条

第50条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降

に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとし、なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、

ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益

者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求（一部解約の実行の請求の場合に限ります。）を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関または委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成11年6月30日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和信託銀行株式会社に変更しております。（大和信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 9 月 28 日現在の約款の内容)
<p>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがひ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、<u>振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、<u>無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、<u>振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</u>振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがひ、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</u></p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>【受益証券の発行および種類】 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、<u>原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。</u> 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券の 6 種類とします。 保護預り契約および自動けいぞく投資約款 別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがひ、<u>に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録</u></p>

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 削除 >

【受益権の申込単位および価額】

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項および第 2 項の受益権の取得の申込みに応ずる場合、受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した

金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下、「保管会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

< 新設 >

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 10 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の申込単位および価額】

第 11 条 委託者は、第 9 条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は第 9 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、ただし、委託者の指定する証券会社および登録機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、

< 新設 >

前 2 項の受益証券の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とし

<p>価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p><略></p> <p>第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>【受益権の譲渡に係る記載または記録】</p> <p>第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>【受益権の譲渡の対抗要件】</p> <p>第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>【運用の指図範囲】</p> <p>第14条 <略></p> <p><以下現行約款第21条から第37条まで各条を4条繰上げ></p> <p>【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】</p> <p>第45条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条</p>	<p>す。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p><略></p> <p>第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】</p> <p>第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続きは、第43条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p> <p>【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】</p> <p>第13条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>【無記名式の受益証券の再交付】</p> <p>第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>【記名式の受益証券の再交付】</p> <p>第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>【受益証券を毀損した場合等の再交付】</p> <p>第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p>【受益証券の再交付の費用】</p> <p>第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>【運用の指図範囲】</p> <p>第18条 <略></p> <p>【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】</p> <p>第49条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50</p>
---	--

第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行ないます。当該売り付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

<略>

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行ないます。ただし、第53条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

<略>

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

< 削除 >

< 削除 >

【収益分配金および償還金の時効】

第 47 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益権の買取り】

第 48 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取りの請求があるときは 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益権については 1 口の整数倍)をもってその受益権を買取ります。

前項の場合、受益権の買取り価額は、買取りの請求を受けた日(以下「買取り請求受付日」といいます。)(の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該証券会社との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

【信託の一部解約】

第 49 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)(は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

— 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

— 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 50 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益証券の買取り】

第 52 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取りの請求があるときは 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

前項の場合、受益証券の買取り価額は、買取りの請求を受けた日(以下「買取り請求受付日」といいます。)(の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該証券会社との協議に基づいて第 1 項による受益証券の買取りを中止することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取り価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

【信託の一部解約】

第 53 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)(は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第 1 項および第 2 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

< 略 >

< 略 >

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

< 略 >

< 略 >

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 < 略 >

< 以下現行約款第55条から第59条まで各条を3条繰上げ >

【反対者の買取請求権】

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第58条 < 略 >

【公告】

第59条 < 略 >

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 < 略 >

(付 則)

第1条 第46条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

< 略 >

< 略 >

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

< 略 >

< 略 >

< 新設 >

【信託契約の解約】

第54条 < 略 >

【反対者の買取請求権】

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第60条 < 略 >

【公告】

第61条 < 略 >

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第62条 < 略 >

(付 則)

第1条 第50条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの

	<p>投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>
<削除>	<p>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p>
<削除>	<p>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>
<削除>	<p>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p>
<削除>	<p>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p>
<削除>	<p>委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。</p>
<削除>	<p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、</p>

<p>< 削除 ></p>	<p><u>平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u></p> <p>— 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>
---------------------	--



りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006年9月

当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年9月28日に関東財務局長に提出しており、平成18年9月29日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年 9月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・アクティブジャパン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限2,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	10
第4	ファンドの経理状況	11
1	財務諸表	14
2	ファンドの現況	20
第5	設定及び解約の実績	20

第1 ファンドの沿革

平成 11 年 6 月 30 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成 14 年 10 月 15 日 ファンドの名称を「あさひ東京・アクティブジャパン」から「りそな・アクティブジャパン」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- (2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プランを申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- (5) 前記(4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額

は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

一部解約による方法と買取りによる方法によりいつでも換金を行なうことができます。ご換金のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

なお、換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

一部解約

受益者（販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券について、委託会社に下記の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合、その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求

を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等において、受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは下記の単位をもってその受益証券を買取ります。

申込コース	買取単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社はその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）

販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。

受益証券の買取りが中止された場合には、受益者はその買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記の規定に準じて算定した価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成19年1月4日前に行なわれる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

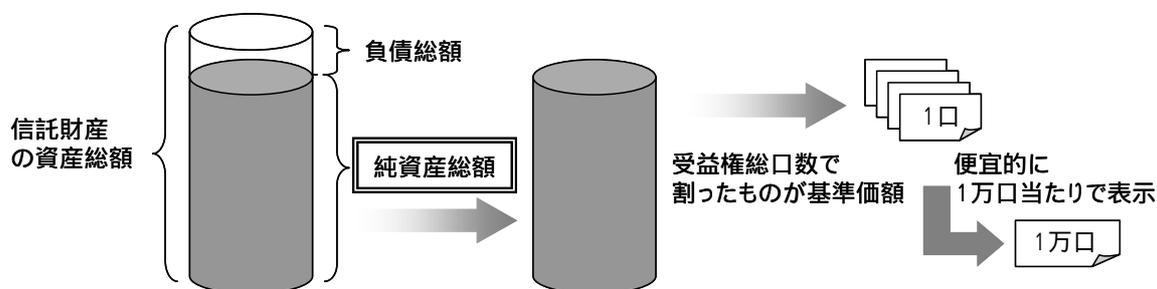
受益証券1口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ジャパン」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、自動けいぞく投資コースを選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管されます。

- ・委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再

交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

- ・委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託会社の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。
- ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年 6 月 30 日から翌年 6 月 29 日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

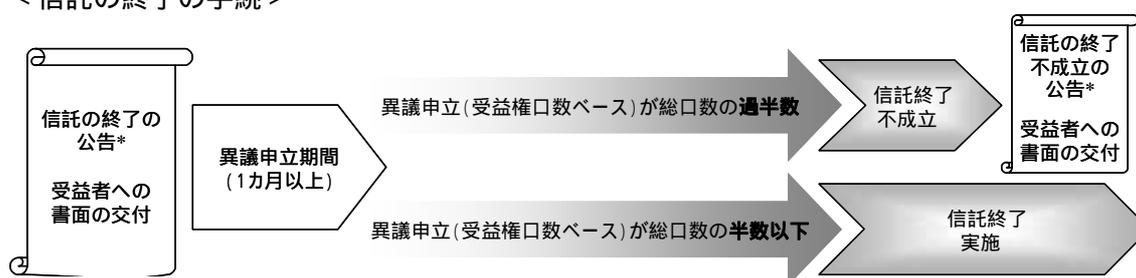
(5) その他

信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1（652,875,000 口）を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～ 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手続 >

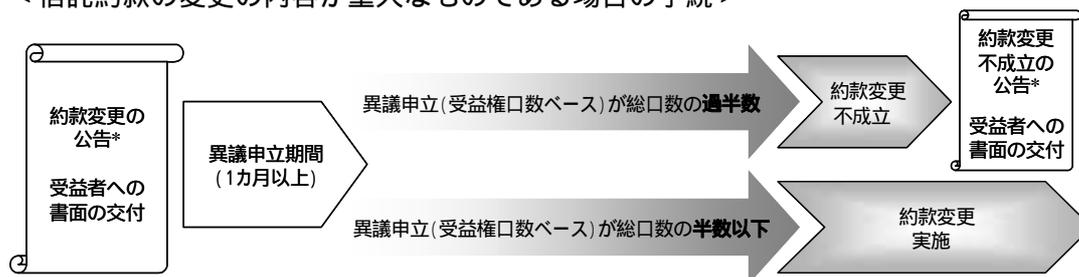


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合、委託会社は、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。
5. 委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととなったときには、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. から 5. の手続きに従います。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 2. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 2. の書面の交付を原則として行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「信託の終了3.」または「信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合の

ほか、信託の表示および記載をしません。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定による有価証券の売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

受益証券の発行および種類

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、および 5,000 万口券の 6 種類とします。
3. 保護預り契約および別に定める契約に基づいて販売会社が保管する受益証券または保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（「保管会社」といいます。）が保管する委託会社自らの募集にかかる受益証券の種類は、前記 2. に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件

1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
3. 名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。
4. 記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定め
ます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サー
ビス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合
には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に
関する契約は、契約日より 1 年間を有効期間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、
販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるもの
とし、その後の取扱いについても同様とします。

開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 ヶ月以内および半期報告書を計算期間
の最初の 6 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出
されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧するこ
とができます。

ファンドの受益権は平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度に移行する予定であり、当該制度への移行に
際し、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請するこ
とができる旨の信託約款の変更が成立した場合、信託約款の変更内容に基づき受益証券にかかる上記における記
載内容が削除・変更されます。

2 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金および償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2) の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して 5 営業日目からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを

請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使

- 1) 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとし、
- 2) 委託会社は、前記 1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第6期計算期間(平成16年6月30日から平成17年6月29日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期計算期間(平成17年6月30日から平成18年6月29日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間(平成16年6月30日から平成17年6月29日まで)及び第7期計算期間(平成17年6月30日から平成18年6月29日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

独立監査人の監査報告書

平成17年 8月12日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成16年6月30日から平成17年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成17年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年8月28日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成17年6月30日から平成18年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成18年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 貸借対照表

科目	期別	第6期 (平成17年6月29日現在)	第7期 (平成18年6月29日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		418,906,405	3,020,254,377
株式		7,839,744,000	3,263,112,000
派生商品評価勘定		-	16,887,000
未収入金		137,153,645	58,332,000
未収配当金		23,911,700	7,532,400
未収利息		11	248
差入委託証拠金		-	43,000,000
流動資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025
資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	1,925,075,555
未払解約金		67,622,946	3,890,710
未払受託者報酬		4,380,655	3,534,556
未払委託者報酬		61,329,159	49,483,695
その他未払費用		306,584	247,354
流動負債合計		133,639,344	1,982,231,870
負債合計		133,639,344	1,982,231,870
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		7,138,176,543	4,010,574,074
剰余金			
期末剰余金		1,147,899,874	416,312,081
(分配準備積立金)		(869,126,782)	(757,980)
純資産合計		8,286,076,417	4,426,886,155
負債・純資産合計		8,419,715,761	6,409,118,025

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別	第6期	第7期
		自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日 金額(円)	自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日 金額(円)
営業収益			
受取配当金		63,466,510	56,666,850
受取利息		5,975	6,343
有価証券売買等損益		622,039,704	2,214,627,434
派生商品取引等損益		-	75,219,000
その他収益		-	702
営業収益合計		558,567,219	2,346,520,329
営業費用			
受託者報酬		8,533,859	7,330,455
委託者報酬		119,473,940	102,626,256
その他費用		597,246	512,999
営業費用合計		128,605,045	110,469,710
営業利益金額又は営業損失金額()		687,172,264	2,236,050,619
経常利益金額又は経常損失金額()		687,172,264	2,236,050,619
当期純利益金額又は当期純損失金額()		687,172,264	2,236,050,619
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		146,480,256	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	1,231,410,484
期首剰余金		1,551,073,407	1,147,899,874
剰余金増加額		660,462,648	1,265,980,822
当期追加信託に伴う剰余金増加額		660,462,648	1,265,980,822
剰余金減少額		522,944,173	1,077,133,195
当期一部解約に伴う剰余金減少額		522,944,173	1,077,133,195
分配金		-	1,925,075,555
期末剰余金		1,147,899,874	416,312,081

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第6期 自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日	第7期 自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同左
2. 派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左 (2)有価証券売買等損益の計上基準 同左
4. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
5. その他	当ファンドの計算期間は平成16年6月30日から平成17年6月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成17年6月30日から平成18年6月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (平成17年6月29日現在)	第7期 (平成18年6月29日現在)
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1608円 (10,000口当たり純資産額 11,608円)	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,010,574,074口 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1038円 (10,000口当たり純資産額 11,038円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自平成16年6月30日 至平成17年6月29日	第7期 自平成17年6月30日 至平成18年6月29日																														
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 8,533,859円	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 7,330,455円																														
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額2,341,387,636円(1万口当たり5,838円)のうち、1,925,075,555円(1万口当たり4,800円)を分配金額としております。																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">39,223,867円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">789,188,329円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">1,229,700,638円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">283,274,802円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E(A+B+C+D)</td> <td style="text-align: right;">2,341,387,636円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">4,010,574,074口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G(E/F×10,000)</td> <td style="text-align: right;">5,838円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I(F×H/10,000)</td> <td style="text-align: right;">1,925,075,555円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,223,867円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	789,188,329円	収益調整金額	C	1,229,700,638円	分配準備積立金額	D	283,274,802円	当ファンドの分配対象収益額	E(A+B+C+D)	2,341,387,636円	当ファンドの期末残存口数	F	4,010,574,074口	1万口当たりの収益分配対象額	G(E/F×10,000)	5,838円	1万口当たりの分配額	H	4,800円	収益分配金金額	I(F×H/10,000)	1,925,075,555円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	39,223,867円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	789,188,329円																													
収益調整金額	C	1,229,700,638円																													
分配準備積立金額	D	283,274,802円																													
当ファンドの分配対象収益額	E(A+B+C+D)	2,341,387,636円																													
当ファンドの期末残存口数	F	4,010,574,074口																													
1万口当たりの収益分配対象額	G(E/F×10,000)	5,838円																													
1万口当たりの分配額	H	4,800円																													
収益分配金金額	I(F×H/10,000)	1,925,075,555円																													

(重要な後発事象に関する注記)

第6期(自平成16年6月30日 至平成17年6月29日)

該当事項はありません。

第7期(自平成17年6月30日 至平成18年6月29日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第6期 自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日		第7期 自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日	
期首元本額	5,338,384,221 円	期首元本額	7,138,176,543 円
期中追加設定元本額	3,843,169,844 円	期中追加設定元本額	2,446,757,092 円
期中一部解約元本額	2,043,377,522 円	期中一部解約元本額	5,574,359,561 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第6期 自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日		第7期 自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
株 式	7,839,744,000	234,624,408	3,263,112,000	65,364,699
合 計	7,839,744,000	234,624,408	3,263,112,000	65,364,699

3. デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

	第6期 自 平成16年6月30日 至 平成17年6月29日	第7期 自 平成17年6月30日 至 平成18年6月29日
1. 取引の内容	-	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は 株価指数先物取引であります。
2. 取引に対する取組と 利用目的	-	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象 とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産 に属する資産の効率的な運用に資することを目的 とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社 内基準に従って行なわれております。
3. 取引に係るリスクの 内容	-	株価指数先物取引は価格変動リスクを有してお ります。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手 方としてデリバティブ取引を行っており、相手方 の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断して おります。
4. 取引に係るリスクの 管理体制	-	当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理に ついては、取引限度額を定めた投資信託約款に従 い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと 行っています。また、取引の相手先については、 当社のクレジット委員会によって承認された金融 機関のみとなっています。取引についても、信託 約款に定められた適切な水準を保っているか等を 運用部門から独立した運用審査室がモニターし、 異常な水準に達しそうな場合、または達した場合 は、注意・警告を発生し、適切な対応を促すとも に重要な案件については当社のリスク・コンプラ イアンス委員会で報告されます。

取引の時価等に関する事項

第6期(平成17年6月29日現在)

該当事項はありません。

株式関連

区分	種類	第7期 (平成18年6月29日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	910,050,000	-	927,000,000	16,887,000
合計		910,050,000	-	927,000,000	16,887,000

(注) 時価の算定方法

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成18年6月29日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	積水ハウス	85,000	1,517.00	128,945,000	
	麒麟麦酒	78,000	1,749.00	136,422,000	
	クラレ	80,000	1,248.00	99,840,000	
	花王	45,000	2,915.00	131,175,000	
	小林製薬	30,000	4,510.00	135,300,000	
	武田薬品工業	20,000	6,930.00	138,600,000	
	新日鉱ホールディングス	80,000	923.00	73,840,000	
	愛知製鋼	150,000	795.00	119,250,000	
	不二越	215,000	624.00	134,160,000	
	日本電産	10,000	8,000.00	80,000,000	
	ソニー	27,000	4,940.00	133,380,000	
	アドバンテスト	7,000	11,340.00	79,380,000	
	村田製作所	18,500	7,100.00	131,350,000	
	キヤノン	15,000	5,480.00	82,200,000	
	トヨタ自動車	22,500	5,750.00	129,375,000	
	本田技研工業	36,000	3,540.00	127,440,000	
	オリンパス	30,000	3,000.00	90,000,000	
	東日本旅客鉄道	165	825,000.00	136,125,000	
	ヤフー	2,200	59,400.00	130,680,000	
	インデックス・ホールディングス	1,000	116,000.00	116,000,000	
	三井物産	87,000	1,590.00	138,330,000	
	ソフトバンク	50,000	2,500.00	125,000,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	35,000	3,670.00	128,450,000	
	ヤマダ電機	11,500	11,240.00	129,260,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	90	1,570,000.00	141,300,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	113	1,170,000.00	132,210,000	
	ベネッセコーポレーション	35,000	3,860.00	135,100,000	
小計	銘柄数: 27			3,263,112,000	
	組入時価比率: 73.7%			100%	
合計				3,263,112,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 18 年 7 月 31 日現在

資産総額	8,044,275,290 円
負債総額	1,720,207,635 円
純資産総額 (-)	6,324,067,655 円
発行済数量	5,717,237,963 口
1 万口当り純資産額 (/)	11,061 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (H11.6.30 ~ H12.6.29)	13,823,032,433	10,042,245,860
第2期計算期間 (H12.6.30 ~ H13.6.29)	2,616,957,657	681,679,510
第3期計算期間 (H13.6.30 ~ H14.7.1)	1,822,674,532	1,240,238,980
第4期計算期間 (H14.7.2 ~ H15.6.30)	763,297,703	927,557,580
第5期計算期間 (H15.7.1 ~ H16.6.29)	5,624,482,086	6,420,338,260
第6期計算期間 (H16.6.30 ~ H17.6.29)	3,843,169,844	2,043,377,522
第7期計算期間 (H17.6.30 ~ H18.6.29)	2,446,757,092	5,574,359,561



